○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十四日　国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	［略］
七号	にかほ市から由利本荘市まで
	秋田市上新城中から同市金足岩瀬まで
	秋田県山本郡琴丘町から能代市まで
	北秋田市から大館市まで
［略］	［略］
四百八十三号	豊岡市から丹波市まで
［略］	［略］

路線名	区間
［同上］	［同上］
七号	にかほ市から由利本荘市まで
	秋田市上新城中から同市金足岩瀬まで
	秋田県山本郡琴丘町から能代市まで
	大館市櫃崎から同市商人留まで
［同上］	［同上］
四百八十三号	養父市から丹波市まで
［同上］	［同上］

備考　表中［一］の記載は注記である。

［二～四　略］

［二～四　同上］

附　則

この告示は、平成二十九年三月二十五日から施行する。

○総務省告示第八十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の確認措置に係る電気通信役務の認定をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

総務大臣　山本　早苗

認定を受けた電気通信役務（以下「認定役務」という。）を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	認定役務の名称	認定役務の内容	認定をした日
ＳＢパートナーズ株式会社	ＳＢパートナーズ通信サービスのデータ専用サービス	注	平成29年２月27日

注　仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であって、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する１月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、東成区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十九年三月二十四日

法務大臣　金田　勝年

大阪市東成区西今里町二百四十番地　**西川　亀吉**

○法務省告示第百五十号

大分県竹田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年四月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、竹田市役所又は大分地方法務局竹田支局に照会すること。

平成二十九年三月二十四日

法務大臣　金田　勝年

大分県直入郡下竹田村大字上田北四千四百十番地　河野ケサヲ

○法務省告示第百四十九号

大阪市東成区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年四月二十四日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

○法務省告示第八十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十四日

総務大臣　山本　早苗

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。